



海水及び海底土の放射性セシウム(セシウム137)のモニタリングを、平成23年10月以降、文部科学省(原子力規制庁設置まで)、原子力規制庁、水産庁、海上保安庁、環境省、福島県、東京電力(株)が連携して行っています。放射性セシウムの分析のみならず、放出口付近(採取ポイント:T-1、T-2)の試料に関しては、放射性ヨウ素(海水のみ)、放射性ストロンチウム、プルトニウム、トリチウム(海水のみ)についても分析されています。

図は事故当初の海域モニタリング結果です。

本資料への収録日:平成25年3月31日

改訂日:平成31年3月31日